

平成21年1月から

## 「産科医療補償制度」スタート

# 出産育児一時金が38万円に

平成21年1月1日から、出産育児一時金が3万円プラスされ、38万円が支給されることになりました。これは安心して出産できる環境づくりをめざして平成21年1月から始まった「産科医療補償制度」に伴うものです。

### 加入分娩機関での出産の場合に38万円

平成21年1月1日以降に「産科医療補償制度」に加入している医療機関（病院、診療所、助産所）で出産した場合、出産にかかる費用の補助として支給される出産育児一時金が、従来の35万円に3万円プラスした38万円支給されます（ただし、制度に未加入の医療機関等での出産や、在胎週数第22週未満で出産した場合は従来どおり35万円）。

「産科医療補償制度」とは重度の障害をおった赤ちゃんや家族への経済的補償をするもので、補償金の財源として、制度に加入した医療機関が1胎児当たり3万円の掛金を支払うこととなります。それにとまう出産費増額に対応し、出産育児一時金も引き上げられることとなりました。

### 出産育児一時金って？

出産育児一時金は出産にかかる費用の補助です。



|        |   |
|--------|---|
| 対象     | 妊娠4カ月（85日）以上で出産した（死産も含む）被保険者または被扶養者   |
| 一時金の金額 | 1児ごとに38万円（在胎週数が第22週未満の場合は35万円）。多生児を出産したときは胎児数分が支給されますので、双生児の場合は、出産育児一時金は2人分になります。   |
| 手続き方法  | ①出産育児一時金支給の請求書に、従来の医師または助産師等の証明あるいは市区町村長の証明が必要。<br>②産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は、医療機関が発行する産科医療補償制度加入の証明となるスタンプ印のある領収書（写し）が必要。 |

スタンプイメージ



### 安心して出産できる新しい制度「産科医療補償制度」

「産科医療補償制度」は、出産に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんがすみやかに補償を受けられる機能と、脳性まひの原因分析・再発防止の機能とをあわせもっています。これにより、安心して産科医療を受けられる環境整備をめざすもので、今年1月からスタートしています。

制度に加入している医療機関で出産する人はすべて、この制度の対象となり「登録証」が交付されます。



|             |   |
|-------------|---|
| 目的          | ①分娩に関連して発症した脳性まひの赤ちゃんとその家族の経済的負担の補償<br>②脳性まひ発症の原因分析を行い、将来の脳性まひの予防に資する情報を提供<br>③これらによる紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上           |
| 補償の対象       | 出生児の体重が2,000g以上、妊娠33週以上で、身体障害者障害程度等級1級または2級相当の重度の脳性まひとなった赤ちゃん（先天性の要因等による場合は対象外）。<br>※在胎週数28週以上でも、個別審査を行い対象となる場合があります。 |
| 補償の水準       | 一時金600万円＋分割金2,400万円（20年間の総額）＝3,000万円  |
| 制度の運営       | 財団法人医療機能評価機構が運営。制度に加入する分娩機関は補償金の財源として1胎児につき3万円の掛金を支払うこととなります。   |
| 加入医療機関の確認方法 | 制度に加入している医療機関は、院内に右のシンボルマークを掲示しています。また、下記に記載しているホームページからも確認することができます。   |



なお、緊急の少子化対策として平成21年10月から平成23年3月末までの出産を対象として、出産育児一時金がさらに4万円プラスの42万円になる予定です。

※制度に関する詳しい情報は、財団法人日本医療機能評価機構のホームページ内「産科医療補償制度」でご確認ください。

産科医療補償制度 <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>